

「はれあひ福祉センター」

高齢者を見守る地域のネットワーク

市では地域の方々や事業所の協力により、日ごろの活動の中で高齢者を見守る「高齢者支援ネットワーク」体制を整えています。この高齢者支援ネットワークには、次の2つの役割があります。

① 高齢者を見守り

地域を巡回している事業所や高齢者が立ち寄る商店などの協力により、気にかかる高齢者(訪問販売業者が不自然なほど多く出入りしている、家の郵便物が溜まっている、急激に痩せたように見えるなど)を見つけた場合に、協力事業所が市や地域包括支援センターへ連絡をします。連絡を受けた市や地域包括支援センター

1は高齢者の状況を確認し、支援が必要な場合は、本人や親族などと相談し必要な対応を図ります。

② 認知症の高齢者が自宅に戻れなかつたときの早期発見
自宅に戻れなくなっている高齢者の情報を市から協力事業所にメールで送信し、発見協力依頼をします。高齢者を見つけた場合は、市や地域包括支援センターに情報提供し、高齢者を見出し引き止めた場合には、速やかに警察署へ連絡し、保護します。

協力事業所に登録をお願いします

高齢者支援ネットワークに協力していただける事業所を募集します。

協力事業所として登録した事業所には、ステッカーを配布しますので、店頭、車、バイクなどに貼りネットワーク活動の周知にご協力ください。

認知症のある高齢者を介護している家族の方は

認知症の高齢者が自宅に戻れなかつたときの早期発見体制に事前に登録することにより、迅速に発見協力依頼を行うことができます。登録については長寿介護課へご相談ください。

長寿介護課 ☎447



「はれあひ福祉センター」 火災保険を利用した 住宅修理トラブルが増加中

【事例1】台風被害に遭い、現地調査と保険申請代行の業者から「当社が保険申請代行すれば、自己負担なしで火災保険金を使って被害箇所を修理できます」と言われたので、台風で壊れた屋根と塀の修理見積もりを依頼した。見積額は120万円と高額だったが、保険金で賄えると思いきや、保険金が82万円しか支払われないことが分かった。話が違うので解約したい。

【事例2】公的な団体のような業者から「火災保険に入っていれば、保険金を使って増築ができます」と電話があった。火災保険の約款を見たところ、自然災害でなければ保険金は支払われないことが分かり、信用できないので断ったが、調査したと何度も電話をかけてくる。自宅に来たときはどうしたらよいか。

電話や訪問などで「火災保険に加入していれば、自己負担なく家の修理ができる。無料で申請を手伝う」などと持ちかけ、強引に住宅修理工事契約を結ばせるトラブルが増えています。

実際には、請求した保険金が支払われず、工事が自己負担になったり、必要のない修理までされたり、高額な解約料を請求されたりするケースがあります。安易に契約しないよう注意しましょう。

消費者へのアドバイス

- ①業者の説明をそのままのみにせず、必要のない工事は断りましょう。
- ②火災保険は、台風などの自然災害による住宅の損害が補償される場合がありますが、老朽化によるものは対象外です。
- ③自然災害で住宅が損害を受けた場合



困ったときには、最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

商工観光課 ☎336、消費生活支援センター春日部 ☎048・734・0999

12月 各種無料相談 ☎996-2111

★法律相談の予約は、電話で受け付けます。
★相談日が祝日の場合は、お休みです。
★12月27日(土)～1月4日(日)はいずれの相談もお休みです。

法律相談

法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約

☎毎週金曜日 午後1時20分～4時
場 市民相談室
定 8人(事前予約制)

広聴広報課 ☎373

くらしの相談

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)

☎12月10日(水) 午後1時30分～3時30分
場 市民相談室

広聴広報課 ☎373

行政書士相談

官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談

☎12月15日(月) 午後1時～4時
場 市民相談室

広聴広報課 ☎373

税理士相談

相続税など税金全般についての相談

☎12月1日(月) 午後1時～4時
場 市民相談室

広聴広報課 ☎373

不動産相談

マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引主任者が対応)

☎12月9日(火) 午後1時～4時
場 駅前出張所内相談室

広聴広報課 ☎373

DV相談

DV被害(配偶者などからの暴力)についての電話・面談による相談(女性相談員が対応)

☎毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
※面談の場合は、要予約
☎996-3955 (DV相談支援室専用電話)
人権・男女共同参画課 ☎811

女性相談

女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)

☎毎週水曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
場 駅前出張所内相談室
定 5人(事前予約制)

人権・男女共同参画課 ☎811

人権相談

プライバシーの侵害など基本的な人権についての相談(人権擁護委員が対応)

☎12月11日(木)〈特別人権相談〉 午前10時～正午 午後1時～4時
場 第2会議室

人権・男女共同参画課 ☎811

心配ごと相談

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)

☎12月3日(水)・17日(水) 午後1時～4時(電話相談可)
場 身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)
社会福祉協議会 ☎995-3636

こころの健康相談

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)

☎12月1日(月) 午後1時～2時30分
場 保健センター
定 2人(事前予約制)

保健センター ☎995-3381

消費生活相談

悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)

☎毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
場 消費生活センター
※受け付けは商工観光課

商工観光課 ☎336

内職相談

内職の求人、求職のあっせんについての相談(内職相談員が対応)

☎毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分
場 市民相談室

商工観光課 ☎336

若年者就職相談

若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)

☎12月3日(水)・17日(水) 午前10時～正午 午後1時～4時
場 勤労青少年ホームゆまにて
定 5人(事前予約制)

ゆまにて ☎996-0123

教育相談

児童・生徒の言動や教育についての相談(専任教育相談員が対応)

☎毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時
場 教育相談所

教育相談所 ☎995-0077

家庭児童相談

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)

☎毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時
場 家庭児童相談室

子育て支援課 ☎472

子育て相談

子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが対応)

☎12月25日(木) 午前10時～午後1時
場 だいばら児童館(わんぱる)
定 3人(事前予約制)

だいばら児童館 ☎999-0321

子育て電話相談

子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が対応)

☎毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～3時
場 中央保育所 ☎998-7711

休日・夜間納税相談

市税・国民健康保険税の納付についての相談

☎12月7日(日)・21日(日) 午前9時～午後4時
毎週木曜日 午後5時15分～7時
場 納税課

納税課 ☎330